

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案	… 2
個人タクシーの法令試験の実施について	… 3
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	… 4

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和7年1月28日 関東運輸局長 藤 田 礼 子

記

事案番号 24G07

1. 事業者の氏名及び住所

大谷 和宏

東京都練馬区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和7年2月26日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

◎個人タクシーの法令試験の実施について

平成14年1月31日付けで公示した「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について」に基づき、下記により実施する。

令和7年1月30日

関東運輸局長

営業区域	東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏 千葉県 千葉交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 群馬県 中・西毛交通圏 栃木県 宇都宮交通圏
試験対象者	① 令和6年12月2日から令和6年12月27日までに事前試験の受験申込をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ② 令和6年10月1日から令和7年1月31日までに譲渡譲受の認可申請をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者
試験実施日時	令和7年3月4日(火) ① 特別区・武三交通圏 10時10分から12時00分まで ② 京浜交通圏 14時20分から16時00分まで ③ その他の交通圏 14時20分から15時50分まで
試験実施場所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ※ なお、試験会場については、試験実施通知書により受験者へ通知する。

(備考) 試験に関する問い合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 電話番号045(211)7246

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年1月30日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B32号 有限会社 北爪新聞店

1. 令和6年12月27日
2. 群馬地区(旧群馬県A地区)
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を5分に短縮する。

- | | |
|-----------|-----|
| (ア) 特定大型車 | F運賃 |
| (イ) 大型車 | F運賃 |
| (ウ) 普通車 | F運賃 |